

特定事業者の皆様へ

疑わしい取引の届出における届出書の
入力要領(マニュアル)を改訂しました。

新しい入力要領は下記のとおり

旧 疑わしい取引の届出における入力要領・二訂版



新 疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版

【改訂概要】

- ◆ 入力要領全般を見直し、内容を充実化
- ◆ 法改正に伴う改訂
 - ・ 特定事業者に仮想通貨交換業者が追加されたことに伴う仮想通貨送・受信取引の入力要領
 - ・ 提供先捜査機関等に国税庁等が追加されたことに伴う届出票(別記様式第1号)「顧客等に関する情報」欄中の「捜査機関等からの照会の有無」欄の入力要領
- ◆ 事業者プログラムの更新に伴う改訂
 - ・ 新機能の説明
 - ・ 事業者プログラムの更新に対応した入力要領
- ◆ 資金中継取引の入力要領及び入力例を追加

入力要領は、警察庁(犯罪収益移転防止対策室)のホームページに掲載しています。

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>)



警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
犯罪収益移転防止対策室
03(3581)0141 内線(722-530~537)